

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、
公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による
期日前投票所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

期日前投票所	さいたま市桜区役所
--------	-----------